

民主党要望項目一覧

平成27年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 TPPの合意内容についての情報収集、関税撤廃等による県内産業への影響の把握、県内関係者への周知、攻めと守りにかかる現状の施策の点検、必要な施策の立案を行い、万全な対策を遅滞なく実施すること。</p>	<p>TPP交渉大筋合意を受け、10月15日、国内農林水産業への影響を検証するとともに、影響を受ける分野に対し緊急的かつ長期的視点に立った抜本的対策を講ずること、また、TPP合意事項の詳細に関する速やかな情報開示と、中小企業の海外展開に向けた密着型ワンストップ支援体制の整備を要望した。県内産業の競争力強化につながる対策を、引き続き国に求めていく。</p> <p>また、国による影響試算や対策構築の動向を踏まえ、今後、県としても影響を精査するとともに、独自に取り組むべき対策を検討していく。</p>
<p>2 企業が知的障がい者（琴の浦高等特別支援高等学校の卒業生）を新規雇用する際に必要な施設改修等のハード整備について、5人未満の少人数でも対応できるような対策を講じること。</p>	<p>雇用が5人未満の場合については、国の外郭団体である（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が障がい者の就労を容易にするための作業施設や付帯施設の整備に対する助成制度を設けているところであり、この制度による支援も念頭に置いて、まずは状況等をよく聞き取らせていただきたい。</p>
<p>3 平成8年に鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定、その後基本計画を策定し環境立県としての取り組みが始まり、天ぷら廃油や割り箸の活用など、団体の取り組みが活発に行われてきている。これら取り組みを積極的に推進すること。</p>	<p>民間団体が行き届きにくいサイクル等の環境実践活動や先進的な環境保全活動を支援する制度をすでに設け、支援しているところであるが、これらの活動が更に進むよう、同支援制度のPRを行うとともに、積極的活用を促していく。</p>
<p>4 公益社団法人とっとり被害者支援センターについては、人員不足のため十分な活動ができていないので、対策を講じること。</p>	<p>とっとり被害者支援センターが推進中の組織体制の充実、財政基盤の強化に向けた自助努力を踏まえ、県警察においては必要な指導等を行うとともに、センターの実施する事業を支援するための予算措置を講じている。また、センターが事業を計画的に実施することにより、センターの運営、体制が充実していくものと考えている。今後もセンターを含めた関係機関との連携を強化し、自発的な取組を促すとともに、センターの声も聞きながら検討して参りたい。</p>
<p>5 鳥取東部・中部の観光経済の脆弱さが目立つ。現状の観光関連組織に人材や具現化能力があるのかどうかを含め実態把握をし、本県3地区（東、中、西部）でのDMOの組織化を急ぐこと。</p>	<p>鳥取県元気づくり総合戦略において、平成31年度までに、東・中・西部各圏域で各1団体、山陰圏域で1団体、DMOを設立をすることをKPIとして設定し、現在、山陰版DMOの平成28年4月設立に向けて準備を進めている。それぞれの取組について、地方創生先行型交付金の交付決定が決まり、DMO設立に向けて動き出しているところであり、県としても引き続き各圏域の観光団体と連携を取りながら、県全体として観光ビジネスが成り立つ仕組みを検討する。</p>
<p>6 若年女性（妊娠可能）の痩身願望による弊害に対する対策として、保健師対象の研修会や市民対象の講演会、養護教諭、保健体育教諭対象の研修会を開催すること。</p>	<p>本県では、誰もが望ましい妊娠・出産・子育てができるよう、学校・職場・地域などへ助産師を派遣し、若年者の過度な痩身による弊害の啓発も含めた妊娠・出産に係る正しい知識の普及に取り組んでいる。</p> <p>小中学校・高校・特別支援学校の養護教諭などに対しては、学校保健担当者を対象に平成27年10月26日に開催した「学校における感染症・疾患等対策研修会」において、「やせ」の弊害等について周知を行ったところである。今後も積極的に研修会で取り上げていきたい。</p> <p>また、若年者の痩身願望が、時には健康を害し、その後の妊娠・出産に何らかの影響を及ぼす可能</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
7 廃園となった梨園が果樹棚が撤去されないまま放置されている。造林等を促すために果樹棚の撤去費に対する支援を行うこと。	<p>性があることについて、県政だよりにより、広く県民に向けての啓発を行った。</p> <p>農地として再生する場合は、国事業（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）及び県事業（耕作放棄地再生推進事業）により、果樹棚の撤去を含む当該耕作放棄地の再生にかかる経費の支援を行っている。</p> <p>造林等農地以外の利用の場合は、各 J A 等関係機関と連携して廃果樹園の所有者の意向などを確認しながら、事業化の可否を検討する。</p>
8 竹林整備事業実施後の維持管理を持続可能とするための支援の仕組みについて検討を行うこと。	<p>竹林整備事業は、事業実施後 5 年間は事業実施者による竹林の適正管理がなされるよう、市町村と管理協定を締結している。協定期間満了後も事業実施者による維持管理が基本と考えるが、適切な管理について平成 28 年度当初予算において検討する。なお、竹林としての維持管理が困難な場合は、林種を広葉樹等に転換いただくのも一つの手法と考え、その際の経費支援も行っている。</p>
9 とりぎん文化会館同様、県有施設のトイレをウォームウォッシュレットに順次更新すること。	<p>総合庁舎や集客施設等の不特定多数の者が利用する県有施設を中心に、暖房便座や温水洗浄機能付便座の設置を随時進めている。引き続き施設利用者の意見等実態を踏まえながら順次、計画的に整備を進めていく。</p>
10 様々な県が表彰する制度があるが、その表彰者の旅費について検討すること。	<p>表彰事業全体の点検を行い、市町村や関係団体と調整の上、旅費の措置が必要なものについては適切に対応する。</p>